

## チャプター規約Q&A

### Q.協議会未加入の方も、チャプターの活動に参加できますか？

A.地域チャプター規約及びテーマチャプター規約第2条に記載のあるとおり、協議会に未加入の方でも、チャプターの活動やイベントに、ご希望に応じてオブザーバーとして参加することが可能です。スポットでのご参加となりますので、チャプター名簿への記載は必要ありません。チャプター活動ご参加の機会に、ぜひ積極的に入会をお勧めしていただければ幸いです。

### Q.チャプターごとに予算はありますか？

A.チャプターがイベントを実施する場合、イベント助成費の対象になります。※別途イベント助成費ガイドラインによる。

2021年度イベント助成費ガイドラインはこちら。

→[https://docs.google.com/document/d/1Ru4Crkips4WsRqUW7-PO3H7Rw8wkiZ3\\_UprcH8UzdVA/edit](https://docs.google.com/document/d/1Ru4Crkips4WsRqUW7-PO3H7Rw8wkiZ3_UprcH8UzdVA/edit)

チャプター設立申請書（※）もしくはチャプター更新申請書に、次年度実施予定のイベント内容及び請求予定の助成費概算をご記入ください。

また、今回支給を希望する各チャプターに、定額のチャプター活動支援費をお渡しします。チャプター活動の活性化にお役立てください。チャプター活動支援費については、年度末（3月）に指定の様式にて使途を報告していただきます。領収書の提出は必要ございません。

### Q.地域チャプター設立において、規模や枠組みの指定はありますか？

A.地域チャプター規約第2条に記載のあるとおり、市区町村、都道府県の枠を超えた設立も可能です。（例：西日本チャプター）また、重複する地域チャプターの設立や同時入会も可能です。（例：西日本チャプター、関西チャプター、大阪チャプターの設立、3チャプターへの同時入会など）

### Q.地域チャプター、テーマチャプターともに、要件が”正会員3名以上”とありますが、法人の場合は3法人以上ということでしょうか？ それとも、正会員の法人Aから2名、正会員の法人Bから1名でもよいのでしょうか？

A.3法人以上で設立可能です。一つの法人から複数名がチャプター活動に参加する場合は、チャプター名簿に代表者の氏名を記入ください。

### Q.なかま個人会員もチャプター活動に参加することはできますか？

A.はい、もちろん可能です。チャプター設立には正会員3名以上が必要ですが、チャプター活動において、チャプターの代表や副代表、会計を担っていただくことも問題ありません。

### Q.新しく協議会に加入した方に、どのようにチャプター制度の案内を行いますか？

A.入会時、保険制度や会員特典のご案内をする際に、合わせてチャプター制度と各窓口のご案内を行います。新規加入者から、直接各チャプターへ連絡をとっていただく運用に予定です。事務局から地域チャプター担当者への個別連絡については、今後検討いたします。

制定：2021年2月24日